【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			技術研究組合の所得の計算の特例
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税4）、法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1 円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
				《要望の内容》 適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。
				《関係条項》 法人税（租税特別措置法第 66 条の 10、租税特別措置法施行令第 39 条の 21）
5	担当部局			環境省　大臣官房　総合政策課　環境研究技術室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 5 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			昭和 36 年度　　創設 昭和 55 年度　　適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度　　適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成元年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度　　適用期限延長（2 年間） ［平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正］ 平成 23 年度　　適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度　　適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度　　適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度　　適用期限延長（3 年間）

<table>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td>令和 3 年度　　適用期限延長（3 年間）
試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外
令和 6 年度　　適用期限延長（3 年間）
試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外
試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="3">適用又は延長期間</td><td>3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">9</td><td rowspan="4">必要性等</td><td>①</td><td>政策目的及びその根拠</td><td>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
　試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>《政策目的の根拠》
■第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）
第 7 章　推進体制・ガバナンスの改革
1.官民の研究開発投資の確保等
　このため、2026 年度から 2030 年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融資や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は 60 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は 180 兆円を目標とする。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及</td></tr>
<tr><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>企業間及び産学の共同研究を活発化すること。
（企業の社外支出研究費※の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～令和 11 年度））

※　企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>　技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。
　このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>➢　令和 5～7 年度（過去）
<table>
<tr><th>年度
区分</th><th>令和
5 年度</th><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th></tr>
<tr><td>適用件数
（組合数）</td><td>10</td><td>5</td><td>14</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

➢ 令和 8～11 年度（将来）

区分＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
適用件数（組合数）	10	7	6	6

【算定根拠】
・令和 5～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
・令和 7 年度以降は、令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。

② 適用額

➢ 令和 5 年度～令和 7 年度（過去）

区分＼年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
適用額（百万円）	1,559	687	249

➢ 令和 8 年度～令和 11 年度（将来）

区分＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
適用額（百万円）	291	579	104	104

【算定根拠】
・令和 5～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
・令和 7 年度以降は、令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用額（経産省調査）に基づき記載。

③ 減収額

➢ 令和 5 年度～令和 7 年度（過去）　（百万円）

区分＼年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人税	81	26	10
法人住民税	25	11	1
法人事業税	102	45	3
特別法人事業税	38	17	1
合計	246	98	15

➢ 令和 8 年度～令和 11 年度（将来）　（百万円）

区分＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
法人税	12	23	4	4
法人住民税	1	2	0	0
法人事業税	4	7	1	1
特別法人事業税	1	3	1	1
合計	17	34	6	6

※　四捨五入の関係から合計数が一致しない。

【算定根拠】
令和 5～6 年度は以下のとおり算出
・法人税：「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率（23.2%）を乗じて算出。

・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。
・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。
・特別法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「特別法人事業税」より記載。

令和 7～11 年度は以下のとおり推定
・法人税:適用額×係数(17.2%)×税率(23.2%)
・法人住民税:法人税×税率(7.0%)
・法人事業税:適用額×係数(17.2%)×税率(7.0%)
・特別法人事業税:法人事業税×税率(37%)

なお、係数は令和 4～6 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。
(各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)

④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

➢ 令和 5 年度～令和 7 年度

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事業費 (百万円)	29,817	37,914	51,286
設立組合数	6	2	2

➢ 令和 8 年度～令和 11 年度

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
社外支出 研究費(億円)	17,588	19,439	21,485	23,746

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
※ 事業費、設立組合数の算出方法
・令和 5～令和 7 各年度は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合について経産省調査に基づき記載(なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載)。

※ 社外支出研究費の算出方法
・令和 6 年度の社外支出研究費の対前年度増加率と同じ伸び率とした上で、予測値を記載。
(本資料作成時点(令和 8 年 8 月時点)では、「科学技術研究調査」が令和 6 年度実績までしか公表されていないため。)

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度 (見込み)
社外支出 研究費(億円)	13,028	14,399	15,914	17,588
対前年度 増加率(%)		10.5%	10.5%	10.5%

				※　令和 7 年度（見込み）の社外支出研究費は、令和 6 年度実績の対前年度増加率（10.5%）を乗じたものであり、令和 8 年度（見込み）の社外支出研究費も同様に算出。 ○所期の目標の達成状況 　所期の目標の達成状況は令和 5～7 年度（過去）の表のとおりであり、組合の設立及び事業費の増加を達成している。 　なお、租税特別措置の見直しにおいては、官民合わせた研究開発投資の総額の増加を目標としており、目標値を 180 兆円（2026 年度～2030 年度の総額、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画）と設定している。引き続き本特例措置を活用することで、研究開発投資額を増額させ、科学のビジネスの好循環を実現し、当該目標に貢献することが望ましいと考えられる。 ○達成目標の変更理由 　所期の達成目標である組合の設立と事業費の増加は、本特例措置における短期アウトカムとして、本特例措置の効果を直接的に測定するものであった。 　今般、政策目的である「試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のため環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究および研究開発投資の促進を図る」をより一層促進するため、本特例措置の効果をより明確に測定する観点から、「企業間及び産学の共同研究を活発化すること」を目標とし、定量的な数値目標（企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加）を設定した。
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 ・令和 7 年度までは、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握した。 　令和8年度に実施した経産省調査によれば、令和7年度における技術研究組合の事業費は、51,286 百万円となっている。 　その一方で、当該調査によれば本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっている。 　以上のことから、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円（4.4%）増加させたと推計できる。 　結果、本特例措置は技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進に貢献していることが示唆された。 ・令和 8 年度以降の目標「企業間及び産学の共同研究を活発化すること（企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加）」に対しては、本特例措置によって、企業間及び産学の共同研究が活発化することにより、直接的な政策効果が発生すると考えている。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・令和 7 年度事業費（本特例措置がない場合の推定事業費も含む）は、令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合について経産省調査に基づき記載（なお、令和 8 年 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提

				出された事業報告書等を踏まえ記載）。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は技術研究組合に対するものであるところ、圧縮記帳の適用対象となる試験研究用資産の購入は、一義的には組合事業の進捗によって異なるものである。そのため、進捗状況によっては、適用時期（年度）にばらつきが生じるものとなる。 また、技術研究組合数（令和 8 年 4 月 1 日時点）は47組合であり、本特例措置を活用した技術研究組合の実績（直近 3 か年度の適用件数の平均）を47組合で除した割合は、約 20%となっている。これは技術研究組合数との比較からすれば、決して少なくない実績であると考えられる。 加えて、本特例措置は、共同研究を推進するために、試験研究用資産の初年度購入に伴う税負担を軽減する効果を有するものである。そのため、適用実績が僅少であることをもって本特例措置をなくしてしまうことは、試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を低下させ、技術研究組合の円滑な研究開発事業につながらず、政策目的である「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」ことを達成することが困難となり、むしろ政策目的達成を阻害する要因の1つにもなり得るものである。
		⑤	税収減を是認する理由等	令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」や、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうかが「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 また、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本特例措置は、技術研究組合が 研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからく適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、租税

				特別措置の方が、予見可能性が高く効果的である。 　なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本特例措置により圧縮記帳が認められていることによりイコールフッティングとなっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	技術研究組合を含め、共同研究及び研究開発投資の促進は地域を問わず取り組むべき課題。本特例措置を通じて技術研究組合の研究開発を後押しすることにより、各地域の企業や大学等における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 5 年 8 月